

## ～ 福井県あわら市の取り組み～

あわら市では、「坂井北部丘陵区域」において、農家の高齢化や後継者不足等による労働力の低下や休耕地・荒廃地の拡大等が顕在化してきていることから、区域内をゾーニングし、地元農家・関係団体等との調整のうえ、一般法人の農業参入を促進している。

### 一般法人の農業参入に対する具体的方策

#### 1 相談窓口の設置

一般法人の相談や地域農業者等との調整、関係機関との連携を行うためのワンストップ相談窓口「丘陵地農業支援センター」を設置。

#### 2 農地情報の提供

坂井北部丘陵区域内の農地の所在、地形、面積、基盤整備状況、アクセス等の情報を提供。

#### 3 「農業参入に関する協定書」の締結

地域との調和及び営農の継続性に資するため、一般法人と市の二者による「農業参入に関する協定書」を締結し、地域との連携を支援。

#### 4 その他

福井県単独事業の「坂井丘陵企業的園芸拡大事業」の調整等を実施。

坂井丘陵企業的園芸拡大事業(採択年度:平成20年～23年度)

推進事業(ソフト事業)

- ・ 経営安定に向けた先進的経営の視察やアドバイザーを招いた研修、技術向上研修、販売先の調査 等
- ・ 事業費:上限200万円、補助率:1/2以内

条件整備事業(ハード事業)

- ・ 農産物の栽培施設、出荷調整施設、農作業用機械、直売施設 等
- ・ 事業費:上限1億5,000万円、補助率:県1/3以内、市1/10以内

基盤整備事業(ハード事業)

- ・ 農道、用排水整備等の計画達成に必要な基盤整備に対する補助
- ・ 補助率:1/2以内

推進事業を実施する場合は、必ず条件整備事業を実施すること。

1事業主体の事業実施期間は3年以内

## [参考] 農業参入に関する協定

あわら市(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)は、農地法第3条第1項等の規定により、乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

### (乙が行う耕作の事業の内容)

- 第1条 乙は、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地(以下「借入農地」という。)において、等の生産を行うものとする。
- 2 乙は、本協定に定めるところによるほか、土地所有者との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、借入農地の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

### (地域の農業における法人の役割分担)

- 第2条 乙は、借入農地が所在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。
- 2 乙は、借入農地が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めに遵守するものとする。
- 3 乙は、前2項の役割を担うため、乙の行う耕作の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせるものとする。
- 4 乙は、地域農業者等で組織する農業関係団体から借入農地に対する負担金等を求められた場合は、これを負担するものとする。

### (協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

- 第3条 乙は、第1条、第2条各項の全てまたはいずれかの定め抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲及び土地所有者にその旨を連絡するものとする。
- 2 乙から前項の連絡を受けた甲は、農業委員会の協力を得て乙の実行できない事情を調査しその事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを乙に指示するものとする。

### (実地調査等)

- 第4条 甲は、乙が借入農地において行う耕作の事業の実施状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他農業委員会からの聞き取り等による調査を行うことができるものとする。
- 2 甲は、前項の調査により乙が第1条、第2条の定め違反していると認めた場合は、第3条第2項に準じて乙に対応策を指示するものとする。

### (協定に違反した場合の措置)

- 第5条 乙が第3条第2項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、借入農地の全部または一部について適正に耕作の事業の用に供していない、または乙が破産手続開始の決定を受けて解散する場合など、借入農地等について、耕作の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部または一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。
- 2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、土地所有者及び農業委員会と協議するものとする。
- 3 乙は、第1項の解除に当たっては、土地所有者に解除の理由及び解除の日(引渡しの日)等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び農業委員会に送付するものとする。

### (原状回復)

- 第6条 乙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、地権者に返還しなければならない。

### (所轄裁判所)

- 第7条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を所轄する地方裁判所をもって所轄裁判所とする。

### (疑義が生じた場合の決定等)

- 第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲及び乙協議の上定めるものとする。

甲及び乙は本協定の締結の証として本書を2通作成し、記名押印のうえ、各1通を保有し、立会人はその写しを保有する。

平成 年 月 日

(甲) あわら市長 印

(乙) 所在地、名称、代表者氏名 印

立会人 あわら市農業委員会会長

上記内容に関するお問い合わせ先

あわら市経済産業部農林水産課 TEL 0776-73-8024